

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	5	廃棄物処理
分科会	3	環境衛生	調整項目	2	処理手数料負担基準・手数料納付方法・ 処理手数料

中条町担当	町民福祉課	生活環境係	担当者名	
黒川村担当	住民課	環境衛生係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
処理手数料負担基準	新発田広域事務組合による統一項目に従っている。	新発田広域事務組合による統一項目に従っている。	合併時に中条町の例により統一する。			
手数料納付方法	ごみ収集指定袋取扱店が、役場指定口座に売り上げを納付する。	ごみ収集指定袋取扱店が、役場指定口座に売り上げを納付する。				
処理手数料	売上額の15%。 取扱店が役場に売上げ報告をし、それに基づいて振り込む。	売上額の10%。 取扱店が役場に売上げ報告をし、それに基づいて振り込む。				
関係法令等			財政への影響額(歳入) 単位:千円			
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
			中条町	6,088	6,088	0
			黒川村	647	970	323
			計	6,735	7,058	323
			備考 平成15年度当初予算ベース			